

令和3年 第2回定例会

高山村議会会議録

令和3年6月7日 開会

令和3年6月11日 閉会

高山村議会

令和3年第2回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月7日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
事務局職員出席者.....	2
開会の宣告.....	3
村長挨拶.....	3
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
委員会報告.....	4
報告第1号の上程、説明、質疑.....	9
報告第2号の上程、説明、質疑.....	11
報告第3号の上程、説明、質疑.....	11
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	17
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	19
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
諮問第1号の上程、説明、採決.....	21
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
議案第1号の上程、説明.....	25
議案第2号の上程、説明.....	25
議案第3号の上程、説明.....	26
議案第4号～議案第8号の一括上程、説明.....	27
一般質問.....	35
3番 林 和 一 君.....	35

6番 山口英司君.....	3 8
1番 後藤明宏君.....	4 1
休会について.....	4 3
散会の宣告.....	4 4

第 2 号 (6月11日)

議事日程.....	4 5
本日の会議に付した事件.....	4 5
出席議員.....	4 5
欠席議員.....	4 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4 5
事務局職員出席者.....	4 6
開議の宣告.....	4 7
議案第1号の質疑、討論、採決.....	4 7
議案第2号の質疑、討論、採決.....	4 8
議案第3号の質疑、討論、採決.....	4 8
議案第4号～議案第8号の質疑、討論、採決.....	4 9
委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について.....	6 4
議員派遣について.....	6 4
閉会の宣告.....	6 5
署名議員.....	6 7

令和3年第2回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年6月7日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 委員会報告
- 日程第 4 報告第 1号 令和2年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 2号 令和2年度高山村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 3号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(高山村税条例等の一部改正)
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(高山村介護保険条例の一部改正)
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約)
- 日程第 10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高山村一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 12 発議第 1号 高山村議会会議規則の一部改正について
- 日程第 13 議案第 1号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 2号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 3号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 4号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 17 議案第 5号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 18 議案第 6号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 19 議案第 7号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 20 議案第 8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第1

号)

日程第 2 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	割田眞君
会計管理者兼 税務会計課長	星野茂樹君	住民課長	飯塚欣也君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長	後藤好	書記	林大生
--------	-----	----	-----

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和3年第2回高山村議会定例会を開会します。

村長挨拶

議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和3年第2回高山村議会定例会を招集したところ、議員各位におかれましてはご多忙の中、全員の方の出席をいただき大変ありがとうございます。

田植えもほぼ終わり、これから本格的な梅雨の時期に入ります。心配されるのは、近年、大雨による災害が日本各地で発生しております。記憶に新しいのは、昨年7月、熊本県を中心とした九州や中部地方での各地で発生した集中豪雨です。これから何が起こるか分かりません。災害に備えておかなければならないと思っております。

新型コロナウイルス感染については、群馬県の警戒度4に引き上げたまま、いまだ終息の兆しが見えない中、来月にはオリンピック・パラリンピックが開催される見込みとなりました。感染症予防対策の切り札となるワクチン接種も、群馬県では2か所の大規模接種会場が開設され、県民への接種が加速されることとなりました。高山村で、今日から、65歳以上の2回目の接種が始まり、順調に推移しております。

新しい生活様式の実践により、人々の生活もさま変わりし、経済も疲弊しております。皆さんがワクチンを早く打ち終わり、経済活動が再開されるよう願ってやみません。

また、先日、国家公務員の定年を65歳とする改正国家公務員法が成立いたしました。段階的に年齢を引き上げ、2031年度に65歳とするものでございます。今後、働き方にも変化が現れてくることとなります。

さて、今回の定例会では、繰越計算書の報告が3件、専決処分の承認が4件、人権擁護委

員候補者の諮問が1件、発議1件、条例改定、補正予算の議案が8件ございます。慎重審議の上、可決決定くださいますようお願いを申し上げて、開会に当たっての挨拶といたします。

開議の宣告

議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、野上富士夫議員及び6番、山口英司議員を指名します。

会期の決定

議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月11日までの5日間と決定しました。

委員会報告

議長（林 昌枝君） 日程第3、委員会報告を議題とします。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

林議員。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

総務文教常任委員長（林 和一君） 総務文教常任委員会管内行政調査報告を行います。

令和3年第2回高山村議会定例会、令和3年6月7日、総務文教常任委員長 林和一。

総務文教常任委員会では、5月11日午前9時から全委員参加の下、後藤議会事務局長の同行を得て管内行政調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

まず、小学校を訪問し、GIGAスクール構想による授業風景の参観を行いました。高山小学校は令和2年度において、県下でただ1校のICT活用推進プロジェクトの拠点校としての指定を受ける中で、GIGAスクール構想の環境整備に取り組み、現状では小中学校の全児童生徒に対して1人1台のタブレット端末機器が準備され、利活用が進められています。拠点校の指定は3年間であり、令和3年度からは中学校も実践推進校としての指定を受けています。

小学校では、山口教育長、金井教育課長も同席し、荒木孝史校長から状況説明をいただきました。140人の全児童がタブレットに触れ、活用の一例としては、机の上だけではなく、体育の時間では撮影した自分の状況と先生の模範を一緒に比較しながら、レベルアップを目指す使い方もしています。

説明を受けた後、2時間目の6年生の教室で、国語の授業風景を参観いたしました。先生が指示するタブレット操作により、出題された設問に対してすらすらと使いこなしている実態を拝見しました。当然のことながら、クラス全員が仕上がるまでには時間差はありますが、回答の進行状況をテレビモニターでチェックしながら進められていました。タブレットでの授業をどの程度まで取り入れていくのかは研究中であるとのことでしたが、タブレットでの授業後は本による授業に切り替えて進められていました。

先生方も電子機器の扱いには個人差が見られるようですが、校内研修によりレベルアップを図っているとのことでした。コロナ禍にあっても、オンライン授業が可能であることはもちろんのこと、成長する子供たちの将来に向けた学習の取組が行われています。私どもは手で書くことで覚えましたが、これからはこうした機械的な勉強が普通になるのだろうと自己納得させ、次の視察へ足を向けました。

吾妻警察署高山駐在所は、割田総務課長の立会いを得て、駐在所員が他の公務で不在のため、本署から田島地域課長が案内説明のために出向いてくださいました。

村有地を賃貸する形で設置されましたが、接する面が県道ではありますが警察業務からすると立地条件としては大変よいところを選定いただいていたとのことでした。住居部分も3K造りで大変よいとのことでした。

駐在所内部はバリアフリーで、誰でも利用可能なトイレや相談場所となるコミュニティスペースがあり、警察官のいる部分と来所者の区切りとなる部分ではガラス窓を使った窓口カウンター方式を採用した造りとなっており、県下では初の試みだそうです。

ちなみに、村が受ける年間の敷地料は9万3,812円ということであります。村の安全・安心を守り、来所者の気軽な相談場所としての能力も発揮していただけることを託し、次の場所へ移動しました。

3か所目に、令和2年度事業として1,561万3,000円余りをかけて新築整備された消防団第2分団詰所と消防車庫の現地を見ました。車庫部分は大通りに向けて出入りができるようになり、緊急時にはより利用しやすいような形になったと思われそうです。詰所はシャワー室も完備され、災害時の対策にも配慮がなされていること及び団員の健康面から見てもよく考えられており、全体に狭い敷地を生かしてよい造りでありました。

説明では、設計の在り方を村内4業者による提案型にすることで、当初計画より安く仕上がったということでありました。団員の一層の士気向上が図られることを期待いたします。

次に、令和3年度から制度的に新規スタートしたたかやまこども園を視察しました。山口教育長の立会いの下、石坂園長より制度的な在り方や動き出した状況について説明を受け、園内の案内をいただきました。

幼稚園型認定こども園として認可を受け、幼稚園教育の部分と保育所機能である保育の部分を使い分けて運営がされています。幸いにも園舎がL字型に造られているため、職員室からのメイン部分に教育スペースを取り、西園舎部分に保育スペースを持っていく形を取っているため、施設整備上は問題なくスタートすることができました。

3、4、5歳児が利用しますが、現在幼稚園教育を受けている園児数が47人、その後保育に移行する子供が41人となっています。教育と保育の時間を担当する職員を分けて、子供たちが過ごす居場所の切替えをできるようにすることが大切であるとのことでした。

在園時間は、教育部分が午前8時30分から午後1時30分まで、保育部分が午後1時30分から6時までとなっておりますが、延長保育を含めると、朝は7時30分からと夕方は6時30分までとそれぞれ可能となります。親とすると、幼稚園に行っている子供がそのまま保育所に行っているという形になるわけで、これが幼稚園型認定こども園の目的になるわけであ

ります。

従事職員数で見ますと、旧幼稚園では9人での運営でしたが、こども園では14人の職員となりました。資格としては教諭と保育士の両資格を有する保育教諭が必要となるとの説明があり、なお一層の安定した運営をするためにも有資格者が増えることを望む意見が聞かれました。

保護者としては助かる施設の在り方であると考えますが、職員の努力もさることながら負担も大きいように感じられました。まだまだスタートしたばかりで問題点もこれから出てくると思われますが、研究しながらよい方向へ進めていってほしいと望むものであります。

最後に、令和3年度から新たに認可保育所としてスタートを切った高山村保育所を視察いたしました。認定こども園との兼ね合いから従前の定数80人から60人に減員した中で、正職員から臨時的雇用の従事職員数は14人から16人へと増えましたが、以前の認可外保育所の従事者数が基準より少なかったものがやっと基準近くになったという説明がありました。

受入れは生後8か月のゼロ歳児から2歳児までとなります。保育士としての有資格者は3人だけであり、有資格者の充実を図る必要があるとのことでした。平日に職員が休むことになると穴埋めができない状況にあるということで、夏休み中の職員充足が問題になりそうだという説明を受けました。人的な事故が発生することのないよう配慮をしつつ、利用者の希望、要望に応えられる運営がなされることを望んでやみません。

以上、視察に際しお世話になりました関係職員等の皆さん方に感謝申し上げ、総務文教常任委員会の管内行政調査の報告といたします。

議長（林 昌枝君） 次に、農林建設常任委員会の報告を求めます。

佐藤議員。

〔農林建設常任委員長 佐藤晴夫君登壇〕

農林建設常任委員長（佐藤晴夫君） 農林建設常任委員会管内視察報告を行います。

令和3年第2回高山村議会定例会、令和3年6月7日、農林建設常任委員長 佐藤晴夫。

農林建設常任委員会では、去る5月11日、農林課の平形課長、林主事、建設課の香川補佐、地域振興課の林課長、武田補佐の同行をいただき、原地区土地改良事業、関田第3水源及び関田第2配水場、観光交流館整備事業地、ドッグラン設置工事の視察を行いましたので、ご報告いたします。

最初に、原地区土地改良事業についてですが、土地改良予定区域面積は21.8ヘクタール、地権者数は67人、担い手（認定農業者）は8人として進められております。

農地中間管理機構関連農地整備事業による土地改良事業の要件等は次のとおりとなります。

1 として対象工種。区画整理、農地造成。

2 として主な附帯事業。機構集積推進事業、これは基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するもので、機構関連補助率は国が55%、県が27.5%、村が10%ですが、受益者負担分の7.5%は国が負担するため、受益者負担はありません。

3 として主な採択要件、これが5つほどございまして、1つは事業対象農地の全てについて農地中間管理権が設定されること。

2つ目として、事業対象農地面積が中山間地域では5ヘクタール以上。

3つ目として、農地中間管理権の設定期間が、事業計画の告示日から15年間以上であること。

4つ目として、事業完了後5年以内に、事業対象農地の8割以上を担い手（認定農業者）に集団化するよう農地集積を促進すること。

5つ目として、事業完了後5年以内に販売額20%以上の向上、または生産性コスト20%の削減など、どちらか一方づけて計画をすること。

4として、事業スケジュール（予定）。

令和2年度、県営農業農村整備調査計画業務（1年目）。

同じく令和3年度、県営農業農村整備調査計画業務（2年目）。

令和4年度、採択申請、事業審査。

令和5年度、国の採択、事業化。埋蔵文化財の発掘調査・工事実施前調査設計。

令和6年度から8年度にかけて工事着手。

令和9年度、換地完了後、耕作可能となります。

ただし、埋蔵文化財の発掘調査状況によっては、工事着手が遅れる可能性があるとのこと
です。

次に、関田第3水源及び関田第2配水場を視察しました。

この施設は、平成17年度に建設されたステンレス製の配水池で、縦8メートル、横9メートル、高さ4メートル、容量は252トンで、工事費は3,360万円です。

また、延長3.4キロメートル、事業費7,259万7,000円を投じ、第2配水場から関田第1の夕日向配水池までの導水管工事を行い、平成17年度の総事業費は1億619万7,000円となっております。これにより、役原、火の口地区を除く270世帯の水源になっております。

最後に、観光交流館建設地を視察しました。

まだ建設確認が下りておらなかったため、建設工事は手つかずでしたが、併せて視察した隣接するドッグラン工事は完成していました。芝面積600平方メートル、フェンスの高さ1.2メートル、延長117メートル、工事費490万円で、現在は芝生の養生中であり、養生が終われば利用開始となるそうです。

以上をもちまして、農林建設常任委員会の管内視察の報告とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 以上で、委員会報告を終わります。

報告第1号の上程、説明、質疑

議長（林 昌枝君） 日程第4、報告第1号 令和2年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 報告第1号 令和2年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和2年度予算に計上しました事業において、年度内に事業完了が困難であることから、繰越明許費として令和3年度に繰越するため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、2款1項総務管理費、地域経済対策プレミアム付商品券事業でございますが、現在、商品券の販売をはじめ、事業を進めているところでございます。3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修事業につきましては、事業は終了しております。

6款2項林業費、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業及び芳の平改良工事、7款1項商工費の観光交流館整備事業につきましては、現在事業を進めているところでございます。

8款1項土木管理費、国土調査事業につきましては、事業を進めているところでございます。2項道路橋りょう費の依火橋建設工事につきましては、事業が終了しております。

10款4項幼稚園費のたかやまこども園駐車場新設工事につきましては、事業が終了しております。

以上申し上げて、ご報告とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

6 番、山口議員。

6 番（山口英司君） プレミアム付商品券事業についてお聞きいたします。

この件につきましては、1次販売として5月6日より販売が行われていると思いますが、その間、約1か月が経過しました。直近の販売状況について説明お願いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 林課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

山口議員のご質問にお答えをいたします。

プレミアム付商品券事業、大変お世話になっております。5月6日から販売を開始いたしまして、1次販売ということで、10月下旬を目指しております。その後には11月から第2次ということで、残量に応じて上限を決めていきたいと思っています。

今現在なんです、6月4日現在で、今842名の方がお買い求めをいただいております。実際、券を用意した枚数で割りましたら19.57%ということになります。全部で、冊数なんです、15枚セットで1万8,520冊を用意させていただいております。その中で、6月4日までに販売した実績なんです、3,572冊ということになります。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4 番、後藤議員。

4 番（後藤 肇君） 林業で、ぐんま緑の、市町村の提案型事業は、今何件ぐらいの申請が出ているか、ちょっと教えていただければと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 申し訳ありません。ちょっと、手元に資料を用意してございませんので、改めて確認しまして、ご報告させていただきます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

報告第2号の上程、説明、質疑

議長（林 昌枝君） 日程第5、報告第2号 令和2年度高山村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 報告第2号 令和2年度高山村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和元年度事業として令和2年度へ繰り越した事業が、令和2年度において事業完了が困難であることから事故繰越として令和3年度に繰り越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、ご報告するものでございます。

内容につきましては、7款1項商工費、観光交流館整備事業及び9款1項観光交流館防災設備整備事業でございますが、大変ご心配をおかけしましたが、過日建築確認が承認され、現在事業を進めているところでございます。

以上申し上げます、ご報告とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

報告第3号の上程、説明、質疑

議長（林 昌枝君） 日程第6、報告第3号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 報告第3号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和2年度予算に計上しました事業において、年度内に事業完了が

困難であることから、繰越明許費として、令和3年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

1款2項施設管理費、農村地域防災減災事業でございますが、こちら国の令和2年度第3次補正予算による農村地域防災減災事業の該当となり、令和3年第1回定例会において、3月補正により3,300万円を増額補正により予算措置させていただきましたが、全額繰越しにより、令和3年度当初予算300万円と合わせた合計3,600万円の事業予算で、村内にある農業用水ため池8か所について、豪雨・地震等の安全性を確認するため調査業務を、令和3年度予算の交付決定を受けてから入札により発注する準備を進めているところでございます。

以上申し上げます、ご報告とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例等の一部改正）を議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号につきましては、上位法令である地方税法の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され4月1日に施行されたことにより、高山村税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年3月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

なお、今回の改正は、第1条と第2条の2条立ての改正になっております。改正の主な内

容ですが、第1条関係では村民税において、第36条では個人の村民税に係る給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書に係る改正を、第53条では特別徴収税額及び退職所得申請に係る規定の整備を、軽自動車税において環境性能割の税率区分の見直しを、第2条関係は令和2年高山村条例第36号について、新条例改正による規定の整備でございます。

以上、承認第1号につきましてご説明申し上げましたが、改正の詳細については税務会計課長に説明させますので、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 税務会計課長。

会計管理者兼税務会計課長（星野茂樹君） お世話になります。

それでは、私より令和3年3月31日に専決処分した承認第1号 高山村税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にもありましたように、今回の改正は上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより本村税条例の一部改正を行うものでございます。

なお、第1条から第2条までの2条立てとなっておりますのでご了承願います。

それでは、議案書は9ページ、新旧対照表は1ページからご覧願います。

最初に、村民税においてですが、第36条の3の2第4項では、地方税法第317条の3の2（個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）の改正に伴う改正で、その内容は給与所得者の扶養親族申告書の記載事項を電磁的方法により提供する場合の要件である税務署長の承認を不要とするものでございます。

続いて、第36条の3の3第4項では、地方税法第317条の3の3（個人の市町村民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書）の改正に伴う改正で、その内容は公的年金受給者の扶養親族申告書の記載事項を電磁的方法により提供する場合の要件である税務署長の承認を不要とするものです。

新旧対照表は2ページになります。

第53条の8第1項では、地方税法第328条の6（特別徴収税額）第1項の改正に伴う改正で、その内容は退職所得申告書の定義に係る規定の整備となります。

続いて、第53条の9では、地方税法第328条の7（退職所得申告書）第3項及び第4項の追加に伴う改正で、その内容は退職所得申告書の記載事項を電磁的方法により提供する場合の要件である税務署長の承認を不要とするものです。

続きまして、軽自動車税において、第81条の4第1号及び第2号では、地方税法第451条

(環境性能割の税率)第1項及び第2項の改正に伴う改正で、その内容は環境性能割の税率区分の見直しによるものです。

続きまして、附則になります。

議案書は9ページ下段より、新旧対照表は3ページ下段になります。

附則第10条の2では、地方税法附則第15条(固定資産税等の課税標準の特例)の改正に伴う改正で、その内容は地域決定型地方特例措置、わがまち特例ですが、その課税標準額の特例について、条例においてその割合を定める措置を講じるものです。

議案書は10ページ下段、新旧対照表は6ページ下段になります。

附則第10条の4第2項では、地方税法附則第16条の2(平成28年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)の改正に伴う改正で、その内容は熊本地震による被災住宅用地に係る特例措置を引き続き適用できることとするものです。

続いて、条の新設となる附則第10条の5は、地方税法附則第16条の3(平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)の新設に伴うもので、その内容は平成30年7月豪雨による被災住宅用地等に係る特例措置を引き続きできることとするものです。

議案書は12ページ、新旧対照表は9ページになります。

附則第11条では見出しの改正で、地方税法附則第17条、土地の下落修正措置、負担調整措置等の特例に関する用語の定義規定の改正に伴う規定の整備で、その内容は現行制度の継続により年度を更新するものです。

続いて、附則第11条の2では、地方税法附則第17条の2、土地の下落修正措置の改正に伴う規定の整備で、その内容は現行制度の継続により年度を更新するものです。

続いて、附則第12条では、地方税法附則第18条、宅地等に係る負担調整措置の改正に伴う規定の整備で、その内容は現行制度の継続により年度を更新するものです。

新旧対照表は12ページ中段になります。

附則第13条では、地方税法附則第19条、農地に係る負担調整措置の改正に伴う規定の整備で、その内容は現行制度の継続により年度を更新するものです。

続いて、附則第15条では、地方税法附則第31条の3の改正に伴う改正で、その内容は特別土地保有税の課税標準の特例の期間を3年間延長するものです。

続きまして、議案書は13ページ、新旧対照表は14ページになります。

附則第15条の2では、地方税法附則第29条の8の2(軽自動車税の環境性能割の非課税)

の改正に伴う改正で、その内容は環境性能割の臨時的軽減措置を9か月間延長するというものです。

続いて、附則第15条の2の3第2項では、地方税法附則第29条の9（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）第3項の改正に伴う改正で、その内容は環境性能割の税率区分の見直しによるものです。

続いて、新旧対照表が14ページの下段になります。

附則第16条では、地方税法附則第30条（軽自動車税の種別割の税率の特例）の改正に伴う改正で、その内容は種別割のグリーン化特例のうち50%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものです。また、本条及び大気汚染防止法の改正による項ずれを反映しております。

議案書は17ページになります。

附則第16条の2第1項では、地方税法附則第30条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）第1項の改正に伴う改正で、その内容は高山村税条例附則第16条の改正による条文中の項ずれを反映しております。

続いて、附則第22条第2項では地方税法附則第56条（東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）の改正に伴う改正で、その内容は適用期限の延長に伴う規定の整備です。

新たに項を加える附則第26条では、地方税法附則第61条（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）第2項の改正に伴う改正で、その内容は住宅借入金等特別税額控除を拡充、延長するものです。

次に、第2条関係の説明に移ります。

新旧対照表は19ページになります。

この2条は、令和2年に本村税条例の一部を改正した条例、9月定例会に提出しました36号の一部改正でございます。

新旧対照表は20ページになります。

第48条第10項では、地方税法321条の8（法人の市町村民税の申告納付）の改正による条文中の項ずれを反映しています。

第50条第4項では、地方税法施行令第48条の15の5が第48条の15の4に繰り上がったことによる条ずれを反映しております。

第52条では、地方税法施行令第48条の15の5が第48条の15の4に繰り上がったことによ

る条ずれを反映。

附則第4条では、高山村税条例第48条（法人の村民税の申告納付）の改正による条文中の項ずれを反映しています。

次に、附則の説明になります。

議案書は15ページ。

附則第1条では、施行期日について、令和3年4月1日になります。附則第2条では村民税に関する経過措置、附則第3条では固定資産税に関する経過措置、附則第4条では軽自動車税に関する経過措置となります。

以上で、補足の説明を終わります。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例等の一部改正）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

暫時休憩といたします。

11時より再開しますので、よろしく願います。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

議長（林 昌枝君） 農林課長より先ほどの4番、後藤議員。農林課長から、答えます。
農林課長。

農林課長（平形英俊君） 先ほどの後藤肇議員からのご質問にお答えします。

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業での申請件数ですが、こちら件数は1件ですが、箇所数では竹林全伐が9か所、森林間伐が13か所の計22か所となっております。

以上でございます。

4番（後藤 肇君） ありがとうございます。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第8、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村介護保険条例の一部改正）を議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 承認第2号 高山村介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号につきましては、昨年度、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画を策定するため業務を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、策定委員会が計画どおり開催できず、当初の予定より承認をいただくことが遅れたため、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間がないことが明らかであると認め、令和3年3月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書は19ページ、新旧対照表は22ページをご覧ください。

条例の改正内容ですが、条例第2条中に規定する保険料率を改めるものでございます。国が構築した地域包括ケア見える化システムによる推計を基に介護保険の基準額を現行の年額6万9,600円から7万2,000円に、月額にいたしますと5,800円から200円引き上げさせてい

ただき、6,000円に改正したいものでございます。

また、第2項、第3項、第4項につきましては、低所得者の保険料の軽減が令和3年度も実施されることになったことによる改正でございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行とし、令和2年度以前の保険料についてはなお従前の例とすることといたします。

慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

山口議員。

6番（山口英司君） ただいまの介護保険料なのですが、群馬県内の市町村においては16の市町村が引き上げたというように報道されております。ちなみに県内の平均月額が6,136円ということでありまして。高山村が保険料6,000円、引上げ額が200円ということでありまして、この200円を引き上げた要因の説明をお願いしたいと思っております。

議長（林 昌枝君） 住民課長。

住民課長（飯塚欣也君） 山口議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど、村長の提案理由にもございましたが、一番の要因でございますが、見える化システムによる推計を参考にさせていただきまして、値上げをさせていただいたということでございます。

主な要因でございますが、要支援、要介護の方の人数でございます。要支援の方の人数が、昨年度と比較しますと、令和3年度でございますが17人の増加を見てございます。要介護の方につきましては、4人減でございますが、今後、要支援、要介護の方が増えるというのが顕著でございます。値上げというのは大変心苦しいことでございますが、団塊の世代の方が75歳を迎えますのが3年後でございます。その中でできる限り安くという中で、200円という値上げになったということをご理解をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

6番（山口英司君） ありがとうございます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村介護保険条例の一部改正）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第9、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約）を議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事においては、令和元年第3回臨時会で請負契約を可決していただき、令和3年第1回臨時議会において、事故繰越による3か年の繰越し事業に向けて、令和3年3月31日までの工期延長を可決いただいたところでございます。

本案につきましては、令和3年3月31日付で、関東財務局長より事故繰越の承認がなされたことにより、工期を令和4年3月31日まで延長するため変更請負契約が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、この地方自治法第179条第1項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第10、承認第4 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度高山村一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として、2月22日開会の第1回臨時会において、地域経済対策プレミアム付商品券事業の補正予算を可決いただいたところございます。国の事業繰越しの承認が3月26日だったため繰越し手続きに関しまして、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、3月31日に専決処分により繰越し明許費の補正を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

慎重審議の上、原案のとおりご承認くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度高山村一般会計補正予算（第11号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

諮問第1号の上程、説明、採決

議長（林 昌枝君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人権相談、人権啓発、人権救済など、各種人権擁護活動に従事することとなります。

平成24年10月から3期9年間にわたり人権擁護委員としてご尽力くださいました野上一夫さんが令和3年9月30日で任期満了となりますが、当人から今期限りで本職を辞したいとする意向があり、後任の選定を進めてまいりました。

後任に、高山村大字中山2124番地 飯塚優子さんを人権擁護委員に推薦したいと思えます。飯塚さんは県立孺恋高校を卒業後、群馬銀行に入行されましたが、ご結婚を機に退職されました。現在はスーパーこいけ高山店に勤務をされております。

飯塚さんにおかれましては、心身ともに健康であり、人格、見識、ともに高く、広く社会の実情を把握し、人権擁護委員として適任であると考え、候補者として推薦したいと考えて

おります。

この人権擁護委員の候補者推薦に当たりましては、議会の意見を聞いて推薦しなければならないという法の規定がございます。よって議会議員の皆様のご意見を求めるものでございます。

以上、よろしく取り扱われることをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、後藤肇議員、5番、野上富士夫議員、6番、山口英司議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本件について、適任と認めることに賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の用意、お願いします。

〔投票用紙配付〕

議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔順次投票〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 1 号は、適任と認めることに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第 12、発議第 1 号 高山村議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

山口議員。

〔 6 番 山口英司君登壇 〕

6 番（山口英司君） 発議第 1 号 高山村議会会議規則の一部改正について、趣旨説明を申

し上げます。

令和2年12月25日に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、同計画の中において出産に係る産前・産後期間への配慮や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう3議長会（県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会）に対し要請がなされ、標準町村議会会議規則が改正されたところであります。

本村議会としても、こうした状況を踏まえた対応が必要であると考え、議案提出をいたします。

改正の概要ですが、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など議員が活動するに当たっての諸要因に配慮するため、第2条を改正するもので、第1項において欠席事由を整備するとともに、第2項において医学的な知見を踏まえ、母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、現在、政府においては規制改革実施計画等に基づき、全ての行政手続における押印義務を廃止する方向で検討が行われているところであり、こうした動きも踏まえ、議会への請願手続についても、請願者の利便性の向上を図るため、押印を義務づけている第89条を改正するものであります。

議員全員のご理解、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、議案提出に当たっての趣旨説明といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 高山村議会会議規則の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議案第1号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第1号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会とは、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するため、地方自治法及び地方税法の規定に基づき設置される行政委員会でございます。

令和2年7月7日付総務省通知、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」により、地方公共団体においても押印等の見直しについて積極的に取り組むこととされました。

また、令和3年度税制改正大綱において、地方税関係書類のうち、納税者等の押印を求めているものについて、原則押印を不要とするとされ、群馬県からも本条例の改正準則が示されたところであります。

このような国や県の動きを受け、地方税法の規定に基づき、固定資産の価格に関する不服審査の手續等を規定している本条例について、納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書及び口頭審理に代える口述書への押印及び署名を不要とし、公布の日から施行するものであります。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第2号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第2号 高山村国民健康保険税条例の一部改正につい

てを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対しては、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、令和2年高山村条例第32号において規定の整備を行い、令和2年2月1日より令和3年3月31日までの保険税について減免の特例が規定されました。

令和3年度においても、国では保険者が被保険者に行う減免措置に対し、財政支援を行うとのことから今回規定の整備を行うものでございます。

改正の内容は、令和3年度における取扱いとして、令和3年4月1日より令和4年3月31日までの間に納付期限のある令和3年度分の保険税の減免を行った場合とする規定の整備でございます。

慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第3号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第3号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第3号 高山村介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、介護保険法施行令の改正に伴うものでございます。

議案書34ページ、新旧対照表は27ページをご覧ください。

第5条は、普通徴収の仮徴収について定めております。

高山村では仮徴収を行っておりませんが、仮徴収をする場合には前年の保険料、つまり前々年の合計所得金額を基に仮徴収金額を算定することとなります。

本算定における合計所得金額とは、土地の収用交換、住宅地造成事業のための土地の譲渡などの譲渡取得がある場合には、租税特別措置法による特別控除額を控除した額である旨が記載されていることから、同様の標記とするよう改めるものでございます。実質、額などの変更はありません。

新旧対照表は28ページをご覧ください。

第10条では、特別徴収されている方の減免の申請時期が曖昧であるため、普通徴収と区分して明確に定めるものでございます。

附則では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる方の減免期間を1年間延長するものでございます。

なお、減免の申請につきましては、現時点ではございません。

併せて、条文中の誤解を生じるおそれのある文言の見直しを行うものでございます。

施行期日等につきましては、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

なお、経過措置として、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免につきましては、なお従前の例によるものでございます。

慎重審議をいただき、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第4号～議案第8号の一括上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第4号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第1号）から、日程第20、議案第8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算

(第1号)までの5議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

村長(後藤幸三君) 議案第4号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第1号)から、議案第8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第1号)について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第4号ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,664万3,000円といたしたいものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず、歳入につきましては、事業の増減により地方交付税の増額や補助金の増額及び減額、財政調整基金繰入金の減額等となります。

次に、歳出につきましては、人件費において4月の人事異動等に伴う補正をお願いするとともに、事業費においては新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止に伴う減額、事業の追加等による増額、簡易水道事業特別会計及び水をきれいにする事業特別会計において、起債の借入れを行うことによる一般会計からの繰出金の減額を行うものが主な内容となります。

補正の内容につきましては以上のとおりでございますが、補正予算の詳細な内容につきましては総務課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

議案第5号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,672万9,000円とするものでございます。

補正予算の概要としては、保険給付費等交付金では新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る期間が令和3年6月30日まで延長されたことによる国の財政支援として、また国保連合会保険給付費等交付金普通交付金剰余金精算金では、令和3年度分の額が確定したことに伴い、歳入歳出ともにそれぞれ増額となります。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

議案第6号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由

の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,966万5,000円とするものでございます。

歳入では、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料では、第8期介護保険計画の策定により保険料の基準額を引上げ、また低所得者保険料軽減繰入金では保険料の増額により、第1段階から第3段階の保険料の条例額と軽減額との差額が増加したことにより、それぞれ増額となります。介護給付費準備基金繰入金では、保険料が増額になったことにより減額となります。

歳出では、財源の変更等をお願いするものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第7号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,491万6,000円にするもので、簡易水道事業の地方公営企業会計への移行に伴う法適用支援業務の増額及び財源の変更及び令和4年度までの継続事業とする補正予算となります。

予算書1ページ、第1条では、人件費及び法適用支援業務委託料の技術者単価の改定により、91万5,000円の増額となります。

第2条では、4ページの第2表のとおり、公営企業会計適用支援業務を令和3年度から令和4年度の2か年にわたる継続事業とする補正となります。

第3条では、同じく4ページ、第3表のとおり、公営企業会計適用債900万円を借入れ、本業務の財源としたい補正となります。なお、簡易水道事業における公営企業会計適用債は1年据置き、10年償還で、元利償還金の2分の1が普通交付税措置となります。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,307万2,000円とするものであります。簡易水道事業特

別会計と同じく、農業集落排水事業並びに特定地域生活排水処理事業の公営企業会計への移行に伴う法適用支援業務の増額並びに財源の変更及び令和4年度までの継続事業とする補正予算となります。

予算書1ページ、第1条では、人件費及び法適用支援業務委託料の技術者単価の改定により46万4,000円の増額となります。

第2条では、4ページの第2表のとおり、公営企業会計適用支援業務を令和3年度から令和4年度の2か年にわたる継続事業とする補正となります。

第3条では、同じく4ページ、第3表のとおり、公営企業会計適用債を670万円借り入れ、本業務の財源としたい補正となります。

なお、本事業における公営企業会計適用債は、1年据置き10年償還で、一般会計から繰り入れる元利償還金の49%が普通交付税措置となる予定でございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） お世話になります。

それでは、私のほうから一般会計の補正予算の補足説明をさせていただきます。

一般会計の補正予算書をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページにつきましては、第1条につきまして歳入歳出予算の補正となっております。

事項別明細書8ページをご覧いただきたいと思います。

まず8ページ、歳入となりますが、11款地方交付税、1項1目地方交付税では、地域おこし協力隊の受入れを予定しておりまして、それに対応する特別交付税の増額となります。

次に、15款国庫支出金、1項3目民生費国庫負担金では、13節介護保険国庫負担金において、介護保険低所得者の保険料の軽減に伴う公費負担増による増額となります。また、その下の21節子どものための教育・保育給付費国庫負担金においては、管外広域保育の委託に伴う増額となります。

次に、その下の2項3目民生費国庫補助金では、まず22節児童措置費補助金において、10割補助の子育て世帯生活支援特別給付金として増額を、4目12節の感染症予防費補助金では補助金の増額、10目教育費補助金、11節の教育総務費補助金では学校教育活動継続支援事業費補助金の増額となります。

9ページをご覧ください。

次に、16款県支出金、1項3目民生費県負担金では、15款国庫支出金同様、管外保育に関する事業の増額となります。

次に、2項6目農林水産業費県補助金では、15節農地費補助金のうち小規模農村整備事業補助金において、補助率の上乗せにより増額を、農業競争力強化農地整備事業補助金では、令和3年3月に事業採択となったため新たに追加するものでございます。次に、22節林業振興費補助金では、保全松林周辺対策事業補助金として、新たに追加するものでございます。7目商工費補助金、13節観光総務費補助金では、千客万来事業費補助金が対象外となったため減額を、10目の教育費補助金、41節の認定こども園費補助金では、群馬県教育支援体制整備費補助金の増額をするものでございます。

次に、3項10目教育費委託金、51節社会教育費委託金では、人権教育指導者養成講座事業委託金の増額をするものでございます。

次に、10ページをお願いします。

19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金につきましては、本補正に伴い減額補正をお願いするものでございます。

次の2目上州ふるさと基金繰入金では、ふるさと祭りが中止となるため、事業へ充当する分の減額をするものでございます。

その下の21款諸収入、4項1目雑入では、2節総務費雑入において、本宿公民館の改修に係る魅力あるコミュニティ助成事業助成金の受入れの増額を、7節商工費雑入では、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を新たに増額を、10節教育費雑入では、中学生海外派遣事業が延期されたことによる参加負担金の減額をお願いするものでございます。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。

先ほど、村長の説明にもございましたが、人件費におきましては4月の人事異動等による増減となります。

それぞれの款項の詳細な人件費の説明につきましては、割愛をさせていただきたくご理解いただきたいと思います。また、今回の人件費の一般会計における補正額は1,400万円ほどの増額となっております。この増額の大きな要因といたしましては、新規採用職員の人件費を今回の補正で計上したことによるものが主なものでございます。

それでは、11ページから歳出となりますが、先ほど申し上げましたように人件費の説明は割愛させていただきまして、14ページの一番上の2款総務費、1項5目企画費から説明をさ

させていただきます。ページの右側の説明欄でございます地域おこし協力隊活動事業では、むらの中心地づくり事業に携わる協力隊員2名の謝礼、あと活動に係る費用の増額をお願いするものでございます。

9目地域づくり推進費では、ふるさと祭り事業の中止に伴い減額をするものでございます。

次に、10目諸費では、地域住民センター等整備事業のうち、新田公民館の外構工事補助金を外構工事費として当初予算で組んでございましたが、これを補助金のほうに組替えをするものでございます。それと併せて、先ほど申し上げました歳入で申し上げました本宿の公民館非常階段・雨樋改修事業補助金、こちらをコミュニティ助成事業の内示を受けて、新たに補助金を増額するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

16ページの3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、説明欄中段になりますが人権教育推進事業は社会教育費へ振り替えたことによる減額となるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

3目の老人福祉費では、介護保険事業で事務費繰出金として特別会計での繰出金の増額を、老人クラブ運営事業では県補助金の令和2年度の精算に伴う返還金の増額をお願いするものでございます。

次に、18ページをご覧ください。

18ページ、1目児童福祉総務費、広域管外保育委託事業では、新たに2名の児童が対象となったため増額をお願いするものでございます。

その下の2目児童措置費では、新たに設けられました子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費の増額をお願いするものでございます。

次に、19ページをご覧くださいと思います。

19ページ、4目児童館費、説明欄の一番下になりますが、児童館運営事業では国庫補助金の令和2年度の精算に伴う返還金の増額をお願いするものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

20ページ、4款衛生費、1項2目感染症予防費では、説明欄の一番上になりますが、感染症予防事務費では健康管理システム改修委託料の増額を、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では事業内での予算の組替えを、次に21ページ一番上段になりますが、21ページの上段です、新型コロナウイルスワクチン接種事業においても、事業内で予算の組替えをお願いするものでございます。

次に、4目母子衛生費では、母子センター運営事業において、令和2年度の精算に伴う国及び県補助金の返還金の増額をお願いするものでございます。その下の6目簡易水道費では、特別会計内での起債の借入れに伴い、繰出金の減額をお願いするものでございます。

一番下になりますけれども、2項1目塵芥処理費では、不法投棄対策として看板費用の消耗品費の増額をお願いするものでございます。

次に、23ページをご覧くださいと思います。

23ページの農林水産業費、1項5目農地費では、まず小規模農村整備事業は県補助金が増えたことによる財源変更となります。次に農地中間管理機構関連農地整備事業の県営事業負担金については、次の事業の農業競争力農地整備事業に振り替えたための補正となります。なお、端数整理等を行ったため2,000円ほど増えてございます。

次に、23ページの一番下になりますが、7目農業集落排水費では、起債の借入れに伴う特別会計繰出金の減額となります。

次に、24ページをお願いいたします。

24ページの2項2目林業振興費では、森林経営管理集積・集約化事業において森林環境譲与税事業として委託料の増額を、保全松林周辺対策事業では、判形・熊野地内の松の伐採に係る費用の増額をお願いするものでございます。

次に、25ページをご覧ください。

7款商工費、1項3目観光総務費では、イルミネーション事業においてふるさと祭りが中止になったことにより、昨年と同様に花火の打ち上げを計画いたしました。これに係る費用の増額を。次に、道の駅中山盆地施設管理事業では、自動ドア保守点検委託料の増額と、サウナ室の改修工事を委託料に振り替えたことによる補正を、二酸化炭素排出抑制対策調査事業では道の駅の事業調査、計画業務委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

27ページ、9款消防費、1項2目非常備消防費では、ポンプ操法競技大会が中止になったことによる減額を、3目消防施設費では、行政区からの要望により火の口及び熊野にあります火の見やぐらの撤去工事費の増額と、戸室の赤狩に残っていました旧消防詰所を地主からの要望によりまして撤去したいということで、撤去費の増額をお願いするものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

28ページ、10款教育費、1項2目事務局費では、説明欄の中段から下になりますが、一斉メール配信システム事業ではIDの追加による増額を、公用車管理事業ではワゴン車の修

理に係る費用の増額をお願いするものでございます。

次の3目教育政策費では、中学生海外派遣事業が延期になったことにより減額をお願いするものでございます。

次に、29ページをご覧ください。

2項1目学校管理費、説明欄の一番下になります小学校施設管理事業では、放送設備改修工事に宝くじ交付金を充てたため、財源の変更を行ったものとなります。

その下の小学校体育館施設管理事業では照明器具交換に伴い修繕料の増額を、3目学校保健費では感染症予防対策用備品の増額をお願いするものでございます。

30ページをお願いします。

3項中学校費、1目学校管理費では、説明欄の一番下になりますが、中学校運営事業において、保健室用の冷蔵庫の購入に係る備品購入費の増額を、3目学校保健費では、中学校保健衛生事業において感染症対策の医薬材料費、備品の購入に係る費用の増額をお願いするものでございます。

次に、31ページをご覧ください。

4項こども園費、3目園保健費、説明欄の下になりますが、こども園の保健衛生事業で、医薬材料費の増額をお願いするものでございます。

32ページをお願いします。

5項社会教育費、1目社会教育費では、説明欄中段となりますが、放課後子ども教室事業では、次の未来塾事業より報償費の振替のための増額、中学生未来塾事業では振替及び重複による減額と、英語塾教育活動サポーター及び未来塾支援員増員のため増額していますが、全体では減額となっております。

次の人権教育指導者養成講座事業では、新たに事業採択となったため増額を、人権標語事業では住民課からの振り替えにより増額を、次の2目文化財保護費では原地区土地改良事業に対応するため増額をお願いするものでございます。

最後になりますが、34ページをご覧いただきたいと思います。

34ページ、13款諸支出金、1項2目基金積立費では、森林環境譲与税基金積立金を事業に充てるため減額を、上州高山ふるさと寄附基金積立金につきましては最終補正後の寄附に伴う増額をお願いするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

ただいまより暫時休憩といたします。

午後 1 時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前 1 1 時 5 7 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（林 昌枝君） 再開します。

一般質問

議長（林 昌枝君） 日程第21、一般質問を行います。

林 和 一 君

議長（林 昌枝君） 最初に、3番、林和一議員の発言を許可します。

〔3番 林 和一君登壇〕

3番（林 和一君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いむらの中心地づくりの取組について、村長に質問を行います。

2年前、私ども初当選議員として、当時から既に動き出しているむらの中心地づくり構想の説明を受け、その中の核となるものが（仮称）観光交流館の建設事業というものでありました。村民代表、職員等で真に村の在り方を問う計画としてまとめたというもので、単に、コンサルト会社からの提案を受けての事業ではないという強い自主性を感じる計画であることの説明を受けました。

建物の建設計画においては、具体的な説明を受ける中で多くの疑問、質問や提言等が行われ、計画の基本を見直したらどうかというような意見もあったと記憶しております。

私の記憶によりますと令和元年7月17日の議会全員協議会において、村長に対して、私ども新議員としては村長からの建設へ向けての確たる意思を聞いていないという質問を行い、それに対して村長は絶対にやり遂げますという回答でありました。回答の内容としては、人口減少の歯止めとするものであること、交流関係人口を増やすものであること、村民の力を発揮させる施設であること、何かをしないと活性化しないし、手をこまねいていても駄目であるというようなものでありました。

それならということで、結果的には議会としても建物建設に関しては認めていこうということとなりました。ただし、議会としてそこには大きな条件を付してのことであると承知しております。つまり、箱物行政と言われるケースが多い中で、今回に関してはその施設の運営管理に当たり、失敗のないように人材の育成が絶対条件だろうということをお求めました。それに関しては民間の企業力も借りながら進めるといようなことであり、また具体的な関係組織とも接触もしているとの説明を聞いております。

しかしながら、昨今のコロナ禍が重なり、思うように出られない状況にあることも承知しておりますし、一生懸命取り組んでいるものと思っておりますが、議会からでも再三再四質問する中におきましても、いまだなかなか私どもが納得できるような情報提供がされておられません。計画を進めると同時に、今度の管理運営されていく人材も関わりながらやっていってほしいという申し入れをしまいましたが、いまだ議会への報告を手がけるような動きを感じられない気がしております。今にしても、全く人材の候補も姿も見えておりません。建物の建設計画の遅延もさることながら、建設予定地周辺の状況を見る村民からも何がどうなっているんだというような声が聞こえてくるわけですが、村としても一大プロジェクトとして取り組んでいるわけでありますから、時々動きを広報誌により村民へ周知してほしいというお願いもしてございます。しかし、令和元年12月の広報以来、記事としての掲載が見られないように思いましたが、この広報6月号に記事の掲載が見られました。これからも多くの機会を捉えて、村民に状況をお知らせいただきたいと重ねて、本席からもお願いを申し上げたいと思います。

さて、質問する内容ですが、むらの中心地づくりの核となる（仮称）観光交流館建設に伴い、その事業の管理運営に携わる人材確保に当たり、1つ、人材に望むこと、2つ、現時点における人材確保対策の進捗状況、3つ、併せて施設整備の進捗状況についてお聞きいたします。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 林和一議員の一般質問にお答えいたします。

むらの中心地づくりコンセプトである「一人一人が次世代を想い100年先も住みたい持続可能な村に」を実践するための施策として、観光交流館の新築工事を進めているところでございます。観光交流施設1階部分に1.5次加工等を目的とした農産物加工場を設置し、地場産の農産物の加工を行い、さらなる商品開発を進めてまいります。

また、2階においてはカフェを併設し、村民及び道の駅を訪れた方々との交流の場として活用を目指し、カフェメニューの開発を進めてまいります。

管理運営に携わる人材確保に当たり、振興公社との経営戦略の中で、人材確保を進めていきたいと考えております。

人材に望むこととして、地元農家の方々との連携ができ、地元農産物の商品開発を進められる人材確保を進めてまいります。

現時点における人材確保対策の進捗状況については、地域おこし協力隊を活用した中で施設内の事業に特化した人材確保を進めていきたいと考えています。

最後に、観光交流館の施設整備の進捗状況でございますが、5月25日付で建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合の確認済証により建築確認が承認されました。新築工事を早急に進めていき、来年3月完成を目指します。村民の皆さんにもご心配をおかけしておりますが、ご理解をいただきたくお願いを申し上げ、以上、林和一議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 林議員。

3番（林 和一君） 議会と意見交換をする中で、人材の確保に関してはヘッドハンティングでもよいとする意見もあったと思います。過去の経緯からして、運営体制についてしっかりやってほしいということが一番の要望するところでありました。核となる施設を管理運営する人材確保は至上命令であると受け止めていただくのが執行部に課された問題であるというふうに思っております。

こうした真に高山村の中心地づくり構想の一大事業を実現して、求める効果を生み出していくためにも、議会から要望している人材確保に関して一刻も早く具体的なものを示してほしいということが、私の考えるところでもございます。

先ほど、地域おこし協力隊の話が出ましたけれども、さらに高度なものを目指しての人材確保対策の考え方がいかなものかお聞きいたします。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 私も、長年の友達でありましたユリっていうのがこの間亡くなって、「カフェまな」が運営できなかった。店を作りましたけれども、このビルの女将さんがおいしいピザを作るわけです。まあ、また縁があったら、……しといてくれと私からも依頼をしています。楽しみに待っておりますという返事でもございましたけれども。

まだその他に、林和一議員がおっしゃったように、ヘッドハンティング、これはやっていきたいというふうに考えております。現在ですね。

なお、この辺で作っているそばというと、「椿庵」のそばとか高崎の「梅の花」のそばは大変、ちょっと類がないようなおいしさでありますけど、そういった人に依頼をして高山村の人に指導していただいて、有名なそばを提供する中山盆地というふうにしていければと部分的には考えております。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 具体的なことについては、まだこれからというような感じがしておりますけれども、群馬県町村会と町村議会議長会で発行する令和3年4月発行の「群馬自治」で、高山の職員の寄稿が紹介をされました。この中で、むらの中心地づくりに対する考え方、位置づけが分かりやすく書かれております。当該誌面の記載内容については細かいことは申し上げませんが、高山村として取り組む大きなプロジェクトであることはよく分かります。村のあるべき姿を示し、村のビジョンを示しているわけでありまして。施設の整備に当たっても村民がなるほどと認め、村民から拍手を送ってもらえるようなものであってほしいと私も考えます。巨費を投じての一大プロジェクトであります。村民に納得の得られるプロジェクト実現に向けて、さらに具体的な方向性を示しながら取り組んでほしいと、お願いを申し上げて、一般質問を終わります。

山 口 英 司 君

議長（林 昌枝君） 次に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

〔6番 山口英司君登壇〕

6番（山口英司君） 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私からは通学路の交通安全と道徳教育について、質問をさせていただきます。

まず初めに、新田赤坂地区方面から通学する小学校1、2、3年生の3名がいます。3名は県道36号渋川下新田線の信号機のない交差点の横断歩道を渡り、毎朝登校しています。ここは過去に何度か衝突事故があり、上下両方向ともにスピードの出る場所です。一時停止をしてくれる車は少なからずありますが、小学生低学年にとって、横断は特に危険と思われる場所です。

この道路は小学生だけでなく、中学生の通学路にもなっています。村内でも、ほかにも同様に危険な場所があるものと思います。このような通学路の交通安全対策について、考えと対応を伺います。

さらに質問を続けます。

横断歩道を渡る際に、一時停止をしてくれた運転者に対する3名の礼儀正しさにはいつも感心します。その様子から、停車した運転者は止まってよかったと感じているに違いなく、一日を幸せな気持ちで送れるのではないかと思います。この3名の行動から、礼儀、思いやり、挨拶などの重要性を感じます。コロナ禍におけるICT活用が注目されている時代であればこそ、人としての基本的な振る舞い、温かさのある道德教育も重要ではないかと思います。道德教育に対する認識と取組について伺います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 村長及び教育長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） お答えします。

山口議員が指摘する、あの交差点についてでございますけれども、過去に3件の事故がありました。二つは同じ人で、女性の安部さんという方で、この人は同じところで同じ事故、二度起こして、そしてまた、高山村にきて地域支援隊として配属されておりました沙晶さんが地域振興課でおりまして、大きな事故につながらなかったところでございますけれども、運転者につきましては、日々いろいろ感じるものがございます。群馬県においては、横断歩道で止まる運転手というような……、一番マナーがなっていない運転手が多いということでもあります。

県でも、警察のほうでは、これから信号機を徐々に少なくするんだということらしいです。中之条においても……なところでは、……の撤去は、……の前に撤去されます。

そんな中で、高山においても尻高の運動広場の前の信号を撤去作業されるというような話も聞いております。ですけれども、警察のほうの意向としては、これからも設置は難しいと

いう考えを持っております。私どももなんとか、信号について設置をお願いをしてまいりましたけれども、いずれもかなわないということで、子供の安全のために、あそこにも運動期間中はガイドのボランティアさんに入ってもらうとか、そういった方向でやっていけばいいんじゃないかと思っております。また、子供の教育についても、ここは危ないからということを目にさせる必要もあると思います。

このような、警察との協議をしてもなかなか実現が不可能ということで、我々が……したいというふうに考えております。でもその後、秋以降は、ここでは……ということでございます。私も車も下のところではかなりの冒険に出るわけですけど、かなりのスピードでくる車があります。大丈夫だと思って出ても、一時停止のちょっとの間に、もう……の車が迫ってくる、こっちもスピードを出さなきゃいけないかなという状況がありますけど、安全を確認して出るということで、幹線道路に出るようにしていただきたいというふうに……。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 山口英司議員の道德に関する質問にお答えします。

学校における道德教育は道德の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間や各種ルールなどを通して、適切に指導していくものです。

特に道德は、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から教科としての扱いになり、特別の教科 道德となりました。教科ですので、検定教科書を使い、道德的成長を評価することになります。このことから道德教育の重要性がうかがえます。

児童生徒が生命を大切に作る心や、他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道德性を身につけることが重要だと考えています。

具体的な取組ですが、道德教育は学校の教育活動全体を通じて行うことから、道德教育推進教師を中心に道德教育全体計画を作成し、道德の時間や各教科、各種学校行事などを通して指導していきます。

特徴的な取組としては、毎月行うさわやかあいさつ運動、児童生徒と教員、青少年育成推進委員、教育委員会事務局員が推進旗を持って公道に立ち、登校する児童生徒に大きな声で挨拶し、一日がさわやかな気持ちで過ごせるようにしています。また、12月の人権週刊では、毎年、校長による人権講話や法務局に依頼して人権擁護委員を派遣していただき、人権教育を実施しています。

毎年1月に小学校の児童会役員と中学校の生徒会役員が集まり、いじめ防止こども会議を

開催し、みんなでいじめに対する課題を話し合い、スローガンを決めていく。その結果を各校に持ち帰り、1年間スローガンのもと、いじめ防止についていろいろな取組を行っています。

山口議員の質問の中にありましたとおり、道徳教育は学校教育の中でも重要な位置づけです。今後もこども園を含め、道徳教育をより積極的に推進し、心豊かな園児、児童、生徒になるように努めてまいります。

以上、山口英司議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 山口議員。

6番（山口英司君） まず、村長の答弁に関してなんですが、村長のお話と重複する部分もあると思います。

2020年、J A F の調査によりますと、歩行者のいる信号機のない横断歩道での車の一時停止率の全国平均は21.3%、群馬県は13.9%、全国第37位で、低調な結果となりました。毎年、信号機の設置を地区で要望しています。実現の可能性は極めて低く、この場所で行われている安全対策は上下線ともに「速度落とせ」の路面標示のみで、その効果についてはいささか疑問に思われ、実効性のある安全対策を望んでいます。

小学校では、毎年交通安全教室が開催されていますが、さらなる児童生徒の交通安全対策、横断歩行者の保護徹底の実現を要望します。

この1点で、村長のほうの答弁について終わります。

もう一つよろしいですか。

議長（林 昌枝君） はい。

6番（山口英司君） 教育長のほうの答弁についてなんですけれども。

こども園、小学校、中学校の登園、登校時にさわやかあいさつ運動が展開されています。それとはまた別に、時々通学路で行き会う多くの中学生からの、「こんにちは」の挨拶はさわやかで、「笑顔で輝く高山村」「持続可能な高山村」が見えるように感じます。

いつでもどこでも元気な挨拶が聞こえるよう、村民全員で取り組みたいものです。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

後 藤 明 宏 君

議長（林 昌枝君） 次に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

1番（後藤明宏君） 私は（仮称）観光交流館及び農産物加工施設の運営戦略についてお伺いいたします。

観光交流館がいよいよ着工いたしますが、来年のオープン後、大勢の村民に利用、活用していただき、村外のたくさんの方々に訪れていただくために、各施設での村民との関わりと活用計画をお聞かせください。

軽食・喫茶コーナーでの高山らしいメニュー戦略、農産物加工施設での特産品開発と販売戦略、災害時での防災機能の役割、各種イベントでの交流人口の拡大計画、カルチャースクールや貸しスペースでの活用方法など。現在、計画中だとは思いますが、村長の現在のお考えをお聞かせください。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） お答えいたします。

ネットの地図で前橋のレストラン等々、検索しますと、そうするとナイフとフォークのレストランがここに出るわけです。それを端から、こういうふうに見ていくと、圧倒的にイタリアンとか、ピザハウスが多いんで、どこがおいしいかよく分かりませんが、推薦していただいたところには行ってみたいと思っております。

軽食コーナーでのメニュー戦略ですが、地域おこし協力隊制度を活用し、人材育成も併せて進めていきたいので、開業の意思がある人材を採用し、メニュー開発の試作及び調理マニュアル等の作成を令和3年中に準備を進めてまいります。

農産物加工施設での特産品開発と販売戦略についてですが、1階加工施設において、1.5次加工を中心とした野菜ペーストの製造に加え、中心地づくりプロジェクトの中でジャム、煮豆などの加工について、農家のニーズに合った多様な加工品の製造許可の範囲内で進めていき、直売所レストランでの内部利用のほかに、業務用加工品としての販売を行い、トップセールスを含めた販売拡大を視野に入れて進めてまいります。ジェラートについては、地場産の野菜、果樹の品種の高い農産物を使用し、製造し、直売所、ふれあいパーク内での販売はもとより、村内観光施設、小売店での販売促進を行い、最終的には村の代表的な加工品はジェラートと定着するよう、販売箇所の拡大を進めてまいります。

災害時の防災機能の役割としては、1階部分に備蓄倉庫を併設するため、完成後には避難

施設としての機能を持たせ、災害時には避難者に対して非常食等の提供も可能とする施設として運用してまいります。

各種イベントでの交流人口の拡大についてですが、村の中核を担う観光拠点の形成の役割の中で、豊かな自然環境に佇む道の駅中山盆地が持つ利便性を生かし、単なる道の駅での消費から地域との交流の場を提供する仕組みづくりを考え、振興公社と連携し、各種イベント等を開催し、多くのリピーターも増やしてまいりたい。

カルチャースクールや貸しスペースについては、階段部分のコミュニティスペース及び2階部分のワーキングスペースを予約制で、貸しスペースとしての活用も需用に応じて対応してまいりたいと思っております。

以上、後藤明宏議員の一般質問への答弁といたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

1番（後藤明宏君） この観光交流館建設に当たり、平成29年より検討が始まり、難しい国庫補助施設要件がある中、村内のいろいろな意見もありましたが、何としても施設を生かして、村の活性化に結びつけねばなりません。農産物加工施設やカルチャースクールを活用して、農商工連携による6次産業化にて特産品開発を進め、高山らしいものを軽食・喫茶コーナーで楽しめ、それを求めて日本中からお客様が高山村を訪れるよう、そして、村民が幸せになれる、そんな交流館にしていきたいと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

休会について

議長（林 昌枝君） お諮りします。議案調査及び審査のため、6月8日から6月10日までの3日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、6月8日から6月10日までの3日間、休会することに決定しました。

散会の宣告

議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は、6月11日金曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

本日は、これで散会します。

散会 午後 1時35分

令和3年第2回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年6月11日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第 2 議案第 2号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 3 議案第 3号 高山村介護保険条例の一部改正について
日程第 4 議案第 4号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第1号)
日程第 5 議案第 5号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 6 議案第 6号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 7 議案第 7号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 8 議案第 8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 9 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について
日程第10 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	割 田 眞 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	星 野 茂 樹 君	住 民 課 長	飯 塚 欣 也 君
保 健 み ら い 長	割 田 信 一 君	農 林 課 長	平 形 英 俊 君
建 設 課 長	飯 塚 優 一 郎 君	地 域 振 興 課 長	林 隆 文 君
教 育 課 長	金 井 等 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	後 藤 好	書 記	林 大 生
-------------	-------	-----	-------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和3年第2回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第1、議案第1号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月7日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第2、議案第2号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月7日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第3号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月7日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 高山村介護保険条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号～議案第8号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第4号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第1号）から、日程第8、議案第8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を議題とします。

本件は、6月7日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第4号について質疑を行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

質疑はありませんか。

小林議員。

9番（小林 進君） 議案書の25ページ、3目観光総務費の中、イルミネーションの事業ということで、117万6,000円計上されております。これをやることによつての道の駅の費用対効果はどのように出ていますか。

議長（林 昌枝君） 振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

小林議員のご質問にお答えをいたします。

イルミネーション事業ということで、これはふるさと祭り、8月14日にある、毎年お世話になっております、中止に伴いまして、イベント自体は中止にさせていただいて、イルミネーション事業と、点滅と同時に花火大会を開催したい、もしくは花火大会を開催した中で、道の駅と連携をしながら何かイベントをしたいということで、計画した事業でございます。

実際の費用対効果につきましては、そのときにコロナの収束があるかどうかというもの、ちょっと見極めながらイベントを開催して、村にある意味、集客を見込めるような形でイベントを進めていきたいと思っております。なるべく、コロナが収まっていれば、村に本当に来てい

ただいて、村の良さをアピールするいい場だと思いますので、その辺を検討しながら進めていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） 確かに、こういうことをやることも、いいこと、こういう時期ですから、活性化に向かって、やることもいいことだと思っておりますけれども、昨年自分も行ってみまして、花火とかそういうものが9時過ぎているんですね。お客様が、もう道の駅が閉まってからやってるんじゃあ、これ効果ないんじゃないかなという疑問があるんですけども、この時間帯というものを、もうちょっと検討できないかなと感じた次第です。その辺の時間帯、どう考えていらっしゃるでしょうか。

議長（林 昌枝君） 振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 昨年につきましては確かに太鼓のイベントもあったりして、道の駅が閉まっている関係もありました。今年につきましては、開催時期も含めて、時間もそうなんですけど、道の駅とちょっと話を進めて、なるべく人が集まる時間帯に、ただ花火は夜のほうがきれいですので、その辺をちょっと含めながら検討させていただければと思います。

よろしく願いします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 23ページの6款1項5目農地費なんですけれども、農地中間管理機構関連農地整備事業において、原地区の農地整備事業の進捗状況と高山村の認定農業者の人数を教えてください。

また、この事業にて高山村の基幹産業である農業の今後の方向性は大規模化か、または高付加価値生産に進むのか、村としての考えはありますでしょうか。今後、新たに農地整備事業を高山村として進めていくのでしょうか。お答えをお願いします。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員からのご質問にお答えします。

原地区で進めております農地整備事業の進捗状況についてでございますが、令和3年度において昨年度から引き続き行っております県事業による調査設計業務の2年目を実施、また、農業競争力強化農地整備事業による経営体育成促進換地等調査を実施、あと農地中間管理権の設定、事業計画及び営農計画の策定を今年度予定しております。

そして、令和4年度には県、国への採択申請を提出し、審査を受けまして、翌5年度に国から事業採択を受け、実施設計、埋蔵文化財調査を予定しております。

令和6年度から令和8年度にかけては、基盤整備工事を実施、工事が終了したところから仮換地をしていき、令和9年度に本換地となる予定でございます。ただし、令和5年度に予定しております埋蔵文化財の発掘調査によっては、工事着手は遅れる可能性があります。

また、認定農業者の数についてでございますが、現在17で、うち3つが法人組織となっております。

次に、この事業にて高山村の基幹産業である農業の今後の方向性は、大規模化か高付加価値生産に進むのかというご質問についてでございますが、こちら、村の政策的な内容となりますので、村長に代わります。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 圃場の整備事業については、15年近く前になりますけれども、始まりましたけれども、これが途中で頓挫してしまいました。非常に残念な思いがいたしましたけれども、今回、国の事業で原地区21ヘクタールの圃場整備ができるということで、本当に大歓迎をしているところでございます。また、今後については、そこからのニーズが高まって、圃場がまとまれば、事業は続けていきたいというふうに考えております。

そして、また、付加価値を高めるということについて、少ない面積で付加価値の高い作物を作るという両面、二本立てでいきたいというふうに考えていますので、ご協力をお願いいたします。私からの答弁といたします。

よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 24ページ、6款2項2目林業費、保全松林周辺対策事業について質問します。

村内の被害はどのくらいあるのでしょうか。また、被害地区の今後の対応をお伺いいたします。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 平形議員からのご質問についてお答えします。

村内の被害状況といたしましては、天文台周辺や北山など松林があるところには一部発生が見受けられます。そのため、要望等がありましたら、県の事業等を活用しまして、計画的

に伐採等の処理を行っていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 続いて、34ページ、13款1項2目基金費、森林環境譲与税基金積立金の内容をお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 平形議員からのご質問についてお答えします。

森林環境譲与税基金積立金についてでございますが、当初予算の段階では、森林経営管理制度についての具体的な支出の計画がありませんでした。昨年12月から中之条町境の1林班、2林班を対象としました山林所有者の方に意向調査を始め、今現在、3林班、4林班まで意向調査が終わっております。このうち、村への委託希望のありました山林について、森林環境譲与税を活用した森林概況調査を実施するよう県からの指導もありまして、今回、6月補正により委託費を予算化させていただきました。

森林概況調査は、現地の状況がどのようになっているのか、現地調査を行うもので、この調査を実施するため、森林環境譲与税基金積立金からこの事業費分を減額するものとなります。当初予算では、森林環境譲与税基金積立金が801万1,000円でしたが、今回の森林環境調査182万4,000円を実施するため、残りの基金積立金が618万7,000円となる見込みでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 森林も1つの資源ですから、こういう事業があったら所有者には分かりやすくお願いいたします。

それから、続きまして28ページ、10款1項3目教育総務費についてお伺いいたします。

先日の協議会で、中学校が使用している車が故障して修理をしたということですが、学校で使用する車の使用期間等はどうなっているのでしょうか。また、学校行事及び部活動で使用する車ですので、安全安心はもちろんですが、その管理方法をちょっとお伺いします。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 平形議員の質問に対してお答えいたします。

公用車管理事業の件でございますが、先日、子供を乗せていなかったとはいえ、道路で故障してしまいまして、事故が起こっては遅いということで、教育委員会事務局ではハイエー

スを2台所有しております、その古いほうを中学校で使っていたんですが、故障したということで、新しいほうと交換して現在は使用してもらっております。

議員のおっしゃるとおり、子供たちの安全が第一ですので、管理のほうは車検等、教育委員会のほうで中学校のハイエースのほうも管理しております。また、今後、学校にお渡ししている車も平成12年車と古いため、更新を含めまして検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 3点ほど質問させていただきます。

最初に、21款の諸収入のところ、10ページです。魅力あるコミュニティ助成事業、歳出のほうでも14ページにあります。

〔「ページ数」「何ページですか」と呼ぶ者あり〕

8番（奈良哲男君） ページ数ですか、14ページです。歳出の14ページ。

この事業の、何ていうんですか、詳細な、どんな事業なのか教えていただきたいことと、もう一つ、最近公民館以外にも集会所みたいな形でいろいろ活動されている方がいらっしゃいます。コミュニティ事業ということなので、そういうところでも何か備品だとか何かで、そういう補助金みたいな形で使えないのかどうか、そのところも併せてお願いしたいと思っております。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） お世話になります。奈良議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、この魅力あるコミュニティ助成事業、この内容につきましては、これは群馬県広域財団法人、群馬県市町村振興協会が取り扱っております、財源となりますものは市町村振興宝くじ、通称といたしますとサマージャンボ宝くじ、こちらの交付金が財源となっております。

事業の内容といたしましては、まずコミュニティの住民センター、住民センターに係る分は、建物のみが対象となります。こちらのほうにつきましては、新築が500万、上限、補助ですね。改修等の場合は250万が上限として交付されます。ただし、事業費の2分の1が交付額となります。

備品につきましては、対象外となるものもあるんですが、住民センター等で使用する備品の場合は10割補助で、ただ上限が200万円となっております。対象外となる備品については、

祭り行事に使うもの、あと体育行事に使うもの、あと一般集会行事で使う長椅子とか長机とか椅子、こういったもの、集会の施設関連でエアコンやファンヒーター、そういったものも対象となります。あと防災関連の備品ですね。

逆に対象にならないものは、娯楽性が高いもの、グレードが高いもの、そういったものが対象外となっております。細かいところもいろいろあるんですが、大まかに言いますとこのようなところが対象となったり、対象外となりますので、また利用する前にはご相談いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） よく分かりました。

続きまして、同じく、21款諸収入、10ページ、歳入の10ページと歳出の25ページ、二酸化炭素排出抑制対策事業ということで110万円の補助金と、歳出のほうで二酸化炭素排出抑制対策調査事業ということで220万、ふれあいプラザで調査を行うというお話だったんですが、その調査の内容と、今後こういった調査というのは、地球温暖化とかそういうことを考えますと必要かなと思います。今後、庁舎だとかいぶき会館だとか、そういうところもするのかどうか、その辺のところも教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。奈良議員のご質問にお答えをさせていただきます。

二酸化炭素の排出抑制対策調査事業ということで、220万を補正で組まさせていただいております。そのうち財源が110万ということで、国の採択になれば国の補助金という形になります。

内容なんですけど、ふれあいプラザ、平成8年に建築をされまして、もう25年が経過をされております。実際、昨年度の決算ベースでいくと、電力、そして燃料、重油なんですけど、含めて約3,300万ぐらい支出があります。その中で、実際燃料がかさんでいきますので、国の事業があるということで、CO₂の削減も伴うということで、その国の事業にうまく乗れば補助金も出るということですので、実際燃料費の調査をしてCO₂も削減しながら、その調査をして、結果次第では、またうちのほうでもその調査内容について検討させていただいて、今できるものであれば、実際、道の駅の中で削減をさせていただいて、また今後、設備等の

増改築が必要になった場合については今後の検討ということでさせていただければと思います。

二酸化炭素の関係の事業については以上でございますが、村内の施設……

議長（林 昌枝君） 副村長。

副村長（平形郁雄君） 補足でございます。

村内の施設ということでございますけれども、私の手元にある資料をちょっと紹介させていただきます。

これはある事業者が、といいましても、昨年保健福祉センターを整備いたしました業者でございますけれども、そちらでその調査をするときに、役場関係の公共施設の温室効果ガスの排出量の調査をして、独自調査をしてございます。

その内容でございますけれども、施設でいきますと役場の庁舎、幼稚園、小学校、中学校、学校給食センター、いぶき会館、保健福祉センター、ふれあいプラザとあるんですけれども、その中で約50%、49%がふれあいプラザが量を占めております。その次が整備をいたしました保健福祉センター、これが13%という数字が出ています。それとその次が役場庁舎、これが11%ということで、この3施設が大きく占めておるようでございます。

その中で、昨年、保健福祉センターを実施いたしまして、今回、補正でお世話になりますふれあいプラザが出ております。今後につきましては、3番目に多い役場庁舎ということでございますが、本会議の中で、初日の中で村長が答弁したとおり、役場庁舎についても今後検討しなければならないということがございますので、その辺も含めて今後の検討課題ということになるかと思えます。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） よく分かりました。ありがとうございました。

最後に、10款教育費、31ページです。

幼稚園から幼稚園型こども園ということで、4月からスタートしまして、順調に運営されているようでございます。職員も9名から、先日、総務文教のほうで視察に伺ったんですが、9名の職員から14名に今なっているということであります。31ページに一般職と再任用の方と会計年度の任用職員の人件費が出ていますけれども、14名の中の方なんでしょうか、それとも新たにまた採用するとか、そういうことなのかちょっと教えてください。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 奈良議員の質問に対しまして説明をいたします。

こども園の職員の人数でございますが、14人の中にはこの補正の人数は含まれております。群馬県の認定こども園認可基準に照らし合わせまして、保育教諭6名、園長1名、保育教諭というのは幼稚園と保育士の両方の免許を持っている職員でございます。それと、小学校教諭1名、小学校教諭につきましては、特例ということで保育のほうを10年間特例でやっていいということで認められております。そのほか保育士が1名、それと各クラスに入っていたく支援員5名ということで計14名となっております。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 資格として、この後聞こうと思ったけれども答えていただきましたので、幼稚園教諭と保育士と両方の免許がこども園になると必要かと思えます。今後、こういった免許の、有資格者といいますが、そういう方にだんだん切り替えていくんだろうとは思いますが、どんな計画でやっていかれるのでしょうか。

それともう一つ、以前から幼小中連携一貫教育というようなことで、推進または議会からもやってくださいというようなことで、お願いしてまいりました。こども園になると先生方にも非常に負担がかかるのかなと、そういうふうに思います。小学校との連携というのが今後どうなっていくか、ちょっと心配な面がございます。そういうことも含めて、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

幼児だとか小学校の低学年というのは、子供たちにとって大変重要な教育だろうと感じています。そういうことも含めて、教育長さんにその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 奈良議員の質問についてお答えします。

2点あったかと思うんですが、まず、資格取得の関係の方針なんですけれども、基本的には片方の免許しか持っていない人に、もう一つ取るようにお願いしています。会計年度任用職員もそういう形でやっています。今、特例の時期ですので、単位が少なくても資格が取れる状況にありますので、この時期に取るほうが有利かなと思いますので、実際取っていますし、実際取り終わった方もいるということです。

それから、今後、いろいろな関係で実際の採用という部分になるかなと思うんですが、今年度の資格も幼稚園は保育教諭、保育士と幼稚園教諭の両方持っている人を対象として募集をかけて、実際、あるいは見込みの、となっております。できる限り特例期間中に両免を取る

ような形で職員を配置していきたいというふうに計画的に考えております。

それから、もう一つ、こども園と小中の一貫教育関係なんですが、先日、5月下旬に村研で一貫教育の関係で会議を持ちました。去年はちょっと持てなかったんですけども、総会という形で持ちました。

やり方につきましては、4つの班等に分かれるんですが、班に分かれて、少人数で集まっていたかきまして、全体会については私のほうからオンラインでやりました。教育行政方針等をオンラインで、各小中学校に分かれておりますので、そこに配信、通常ならいぶき会館の多目的に集まるんですけども、オンラインで配信をしました。

その後、班ごとに話し合いをしたのですが、こども園と小学校の連携班につきましては、昨年、もう計画書が上がってきましたので、話合いの結果、昨年以上に交流を持つという形、さらに場面によっては、今、幼稚園も全てインターネット、オンラインができる状況に全クラスしてありますので、どのクラスからでも小学校とオンラインで対話ができる状況が今現在できていますので、今後、そういう中で子供たちの様子を配信する、あるいは学校行事につきましても、運動会、それからマラソン大会に応援に行くとか、発表会を見に行く、あるいは、小学校の先生方はもう当然ですけども、そういう形になります。

こども園、忙しい中なのですが、保育の先生と教育の先生と分かれておりまして、教育の先生、1時30分を過ぎますと子供がいなくなりますので、その中でうまく小学校教育の部分としては連携が取れるかなというふうに考えておりまして、例年どおり、あるいはそれ以上の、ICTの関係で交流ができるかなというふうに、今現在考えております。今年も1年間かけて、その辺のところを実施するわけですけども、今のところそういう状況です。

以上、奈良議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 大変、丁寧な説明で感謝申し上げます。大切な子供たちですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 2点、質問させていただきます。

まず、1点なんですけれども、14ページ、2款1項5目企画費、地域おこし協力隊活動事業（むらの中心地づくり）660万円についてなんですけれども、その中で、隊員の謝礼2名、賄材料費、商品開発用調理備品、研修等負担金と内訳があるんですけども、協力隊がどの

ように中心地づくりに関わっていくのか、ここにも商品開発なんていう、こういう言葉が出てきているんですけども、その辺について説明をお願いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。山口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊活動事業ということで、今回660万円の補正を計上させていただきました。隊員の謝礼で、2名ということで、実際、観光交流館が開設したときに地域おこし協力隊、実際、1階加工所、2階カフェの部分、特化した方を、人材を募集を今後かけたいと思います。その中で、その運用に係る経費を人件費ということで、謝礼ということで、432万見込ませていただきました。

実際の10節の賄い料なんですけど、こちらについては、その特化した方、商品開発を進めていく中で、実際の賄い料ということで予算を取っております。17節の商品開発の調理備品100万円ということにつきましては、その商品を開発するに当たって備品等が必要になると思います。その備品を、100万円を計上させていただいております。18節の負担金補助金につきましては、その商品開発に当たっての研修、もしくは勉強会という部分の補助金という形で、この金額を補正の中で計上させていただいております。

実際、来年4月につきましては、カフェと加工所がオープンになりますので、その準備を人員の方法、含めて、振興公社とある程度、実際ある程度たたき台もあるんですけど、今後、密に進めていきたいと思っております。また、そのときは議会のほうについても報告をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 山口議員。

6番（山口英司君） むらの中心地づくりなんですけれども、やはり商品開発といったところが今後の運営の中における目玉になってくるかなという気がいたします。昨日の上毛新聞の中でも、東吾妻町の大丸さんが花豆を甘納豆にした、そこからジェラートというのを販売していますよと、四万湖の周辺だとか、ハッ場ダム、そういったところで販売をしていますよと、そんなような記事が出ていましたので、今後の開発、力を入れていただきたくお願いしたいと思います。

次の質問なんですけれども、16ページ、3款民生費の1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中で、人権教育推進事業、これの7万6,000円の減、それから、歳出のほうで、32ページに1款教育費、5項の社会教育費の中に人権標語事業、一番下のところですね、7万

6,000円というふうにあります。

私は、高山村人権教育推進委員会の委員長という役目をさせていただいています。昨年度の人権標語の募集、会議等で社会教育の担当者から来年度は担当課が教育課からほかの課に移りますよと、そういった説明を内々には話は受けていました。それが、今度はこれが住民課ですか、担当が。住民課担当になったのが、また教育課にそれが戻されていると。これ、以前から行ったり来たりしているというような話を何となく聞いていたんですけども、何でそういう、こういう現象が起きるのか、よく説明をしていただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 山口議員の質問にお答えいたします。

基本的に人権教育は、住民課、役場が主たる部分なんですけれども、この標語の部分につきまして、当初、住民課のほうにという形で、それも一緒にという形で持っていったんですが、いろいろ県教委から出ている人権教育の資料等が全て県の教育委員会が行っているということを含めまして、学校教育においても人権教育というのは非常に重要なので、学校教育の部分から考えていきますと、子供たちに標語を募集したり何なりということであれば、やはり新年度になってから検討した結果、この部分については教育委員会がやったほうがスムーズであり、人権教育、入選した子供たちの啓発についても教育委員会から発出したほうがいいだろうということで、この部分につきましては、教育委員会のほうの人権教育のほうで実施していく。一般の方の募集もあるんですけども、そのほうがスムーズに村民を含めて人権教育の推進ができるのではないかという考えのもとに、また昨年度は教育委員会で、本年度一旦住民課に持っていったんですけども、この部分だけまた教育委員会に戻したほうがいいと、実際には12月頃の実施になるんですけども、そのような形で、やはり人権教育については、教育委員会及び住民課等の部分と両面でやっていく必要があるかなというふうな考えで、再度戻したという形です。

大変、昨年度検討を重ねた結果なんですけども、やはりいろいろ検討をさらにしていった場合、教育委員会が人権標語については募集したほうがスムーズに行くのではないかというような形になります。このやり方については、昨年度と変わるかどうかということは今後検討なんですけども、一応予算面についてはそのような形で教育委員会のほうに戻ってきたというふうにご理解していただければ大変有り難いかなというふうに思います。

以上、山口議員の答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 人権教育、標語の募集については小学校1年生から6年生、中学生1年生から3年生までと、全員に標語を考えていただいて、なおかつプラス村民の皆さんからも募集をしているといった中で、結局、金額の問題ではないんですけれども、7万6,000円ということで毎年クリアファイルですか、こういったものが作られていると、こういうのが、いい言葉がここに出ているので、その考え方には納得するんですけれども、いずれにせよ、予算の段階でもう分かっていることだから、それを途中で変えるのはどうかなというふうに思います。ですので、一貫した考え方のもとで村政を行っていただきたい、そういう注文を付けて質問を終わります。

以上です。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 28ページなんですけど、10款1項3目教育政策費、中学生の海外派遣事業なんですけれども、今年度の事業は中止であり、来年度卒業後何らかのことができればという話もありましたが、高校入学後では難しいと思います。新型コロナウイルスワクチン接種の進む中、感染状況を見て、中学3年生に対して在学中でも何らかの代替案を用意しておくべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 後藤議員の質問にお答えいたします。

中学生海外派遣事業につきましては、前にもご報告したとおり、旅行会社などの関係機関から情報を収集したところ、オーストラリアの渡航というのは現在ではできない状態にあり、今後の見通しもほとんどないということ聞いております。その他の国につきましても検討したんですが、やはり同じような答えで、やはり本年度、海外への旅行というのは無理かなというふうに判断しました。

それから、中学3年生なんですけれども、2学期に2泊3日の修学旅行を実施する予定です。やはり、受験の準備ということから考えると、これ以上の旅行というのはなかなか考えにくいと、中学校長も同じような考えを持っております。海外派遣事業なんですけど、希望制ですので、自由に実施することはちょっとできないと、希望者は行って、そのほかの人は残っているということではできないので、やっぱり長期休業等の実施になってくるかなというふうに思っております。

それから、中学生の海外派遣事業というのは、目的が時代を担う高山村の中学生を海外に派遣し、外国の生活や文化を見聞きしながら語学力の向上と国際性豊かな人間性の育成を図

ることを海外派遣事業の目的としております。したがって、国内での実施というのは考えていません。

4月22日なんですが、中学3年生の保護者会が開かれまして、その場を借りまして、保護者に今年度の海外派遣の中止について説明をし、来年度に規模を縮小して何らかの方法で実施するかを12月ぐらいまでにアンケート調査を行い、検討するという説明をしました。この段階においては代替案等の意見は保護者から出ませんでした。ですので、今年度12月までに再度アンケート調査をして、先ほど言いました高校になってからどのくらいの希望が出るかということで、旅行会社と今詰めている段階なんですが、来年の高校等の人と調整もとるんですけども、もしやりたいということであれば、夏休み後半、お盆明けになってしまうのかなというふうに、今現在私は思っているんですけども、そんな中で保護者の意見を聞いた中で検討していきたいというふうに考えています。

以上、後藤議員への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

1番（後藤明宏君） よく分かりました。海外派遣事業、海外のほうは難しいとは思いますが、けれども、例えば国内のアメリカンスクールとか、そういう関係で交流、またはできないかという考えはないですかね。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 先ほどちょっとお話ししたんですけども、この目的というのは、海外に行き、外国を見る、英語だけの交流というのは、どこでもできるかなと思うんですけども、いろいろな、過去20年間ぐらいやった経過としては、やはり現地に行き、現地を肌で感じるというところに大きな意義を持っていると、目的もそうなので、そういう形で考えますと、やはり海外に行き、実際に飛行機に乗ったり、手続をしたり、パスポートを取得したり、そういう一連のものが海外派遣の大きな意義かなというふうに思っていますので、今のところ国内のアメリカンスクール等との交流については考えていないということです。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 18ページ、3款2項2目児童措置費になります。

子育て世帯生活支援特別給付金事業というのが今回計上されておりますけれども、これ国の方針ということであろうかなと思いますけれども、支給に当たってなんですが、行政側か

ら支給をされる対象者をピックアップして、対象者に対して申請手続を極力簡略化するような対応をするのか、あくまでも申請主義とするのか、その対応方法についてお聞かせいただければと思います。

議長（林 昌枝君） みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 林議員のご質問でございますが、こちら国の制度でございます。また詳細な内容というのがまだはっきりしておりませんが、ただ、積極支給をしるというようなことがうたわれております。その中には、申請不用の支給の場合という例もありますし、もしくは申請による支給の場合というものもあるんですが、本村の場合におきましては、システムを改修して対象者をピックアップして、速やかに、なるべく早いうちに支給したいと思っております。

ただ、そこでまだはっきりとした資料が手元に届いてないのですが、なるべく簡略化した支給を心がけていきたいと思っております。一応、予算上では説明の段階でも申し上げたんですが、1人当たり5万円で60人程度を見込んでおるということでございます。

以上です。

議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 次に、議案第5号議案です。議案第5号議案から第8号議案までの4議案について一括に質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ名、事業名称など質問箇所を明示してください。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第4号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号 令和 3 年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号 令和 3 年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 号 令和 3 年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

議長（林 昌枝君） 日程第9、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

議員派遣について

議長（林 昌枝君） 日程第10、議員派遣について議題とします。

お諮りします。議員派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

閉会の宣告

議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期5日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和3年第2回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時53分